



NextNews 2月号

はじめに



いつもお世話になります。
オフィスワングループより皆様へ

事務所オリジナル記事も交えながら、
皆様のお役に立つ様々な
ビジネス情報を発信させて頂きます。

お時間のあるときに気軽に
読んでいただければ幸いです。

※この案内は、当社のお客様や、名刺交換をさせていただいた方へ、毎月お送りしております。
少しでも皆様のお役に立てれば幸いです。

今後この案内がご不要の場合は、お手数ですが弊社宛てにご連絡頂きますようお願いいたします。

オフィスワングループ
ホームページ

<http://officeone-jp.com/>

負債を資本に変える！？ デットエクイティスワップ(DES)

デットエクイティスワップ(DES)とは？

会社に対して貸付金などの債権をもっている債権者が、その債権を会社に現物出資して株式を取得します。
すると、結果として実際のお金の動きが全くないまま会社の債務(デット)が資本(エクイティ)へと振り替えられる(スワップ)こととなります。

では、どんな時に活用するのか・・・

以下のケースが考えられます。

- ①経営不振の会社を再生する際に、銀行が債権を放棄する代わりに用いる
- ②オーナー社長が会社に対して貸付金を有している場合
- ③親会社の子会社に貸付金を有している場合

DESのメリットは、金銭債務を株式化することで、貸借対照表の負債が減少し、その分資本が増加することです。

金融機関から融資を受けやすくなります。
その他には、合併前に活用することもできます。

登記的に見れば、増資の登記を行います。

そこに行きつくまでにBSやPLを見ながら提案するプロセスは司法書士、税理士ならではの醍醐味ですね。

税理士とチームを組んでいます！お気軽にご相談ください。

「相続」の無料相談会開催しました！

相続 遺言 相続税 無料相談会
相続・遺言、不動産問題の専門家にご相談

開催日時 1月24日(土)・25日(日) 開催場所 オフィスワングループ大野城
時間:10:00~17:00 住所:大野城町大野一丁目1番2号 (0494)331111

事前申込 0120-48-1120 受付時間 9:00~20:00

事前予約をお願いします
専門家によるアドバイス
どんな相談でもお気軽に
ご自分の相談受付も可能

相続・遺言や不動産問題に関して、専門の司法書士と税理士による無料相談会を開催します。およそ30分~40分の間でご相談を聴くお悩みに対して、親身に問題解決の道筋をアドバイスさせていただきます。当日は時間的都合上、遺言が予想されますので事前のご予約をお勧めします。当日、本チラシをお持ちいただいた方も無料相談は可能です。お待ちいただくもごめします。

こんな困りごとありませんか？ 相続 遺言 財産管理

- 相続財産の名義変更について**
 - 相続する財産の名義変更が分からない
 - 相続する土地・建物を自分の名義にしたい
 - 財産が土地だけでなく、トラブにたりそう
- 戸籍収集について**
 - どこまで戸籍を収集したらよいかわからない
 - 役所が閉まっている時間に取りに行けない
 - 遠くの役所から取り寄せなければいけない
- 遺産分割について**
 - 相続財産の配分の方法が分からない
 - 正しい遺産分割協議書を作りたい
 - 複雑な相続関係で遺産分割が進まない
- 遺言について**
 - 遺産が少しでも遺言を載せたい方がいいのか?
 - やっぱり公正証書遺言するべき?
 - 遺言を書くときの注意点を知りたい
- 相続前・生前対策について**
 - 孫への教育資金贈与について相談したい
 - 贈与はいつから始めればいいのか相談したい
 - 贈与税と相続税はどちらがいいのか教えて欲しい
- 相続税申告について**
 - 今年1月からの相続税改正でどう変わったの?
 - 相続税申告で準備しておくことは?
 - 相続税申告ってどうすればいいの?

平成27年1月24日(土)・25日(日)
オフィスワングループ主催の「相続」の無料相談会を開催しました！

司法書士と税理士で共同開催！
相続の相談は本当に多岐に渡ります！
* 不動産の名義変更をしてなかった・・・
* 遺留分対策に生命保険を活用したいという相談。

中でも、関心が高いのはやはり相続税改正でしたね。

平成27年1月1日に亡くなった方の相続人からの相談でした。話しを聞いていると・・・財産がかなりありました。

もし大晦日の相続税改正前であれば、相続税対象ではなかったはずですが・・・
たった1日ですけど、税金がこんなにも変わるのかというのを目の当たりにした相談会でした。

興味があれば、共同相談会の開催もお受けしております！

融資先のオーナー様へお伝え下さい！ 種類株式を活用した相続対策はいかがでしょうか？

普通株式と異なる性質をもつ株式が9種類あります。種類株式と呼びます。使い次第では、事業承継や相続に上手に活用できます。

今回は普通株式+ 無議決権株式を活用したパターン。

例えば、オーナーが100%株主です。その相続人は長男と長女の2名です。

長男は事業を引き継ぐ予定ですが、長女は興味はありません。この場合、遺言で普通株を長男に相続させます。その他は、無議決権株式を長女に相続させます。

議決権の分散を防ぐメリットがあります！
ただし、議決権のない株式をもらってもメリットのない長女には不満があるはずですが・・・
そこで！

長女には取得請求権株式をつけます。ただ、同族会社あたりが注意点ですね。

